

起業家支援事業助成金をご活用ください

空き店舗などを活用して新たに事業を開始しようとする方に対し、出店に当たっての店舗改修や備品購入などに係る費用の一部を助成します。

▶対象 次の全ての要件を満たす方

- ・市内で新たに事業を起し、同一の事業を3年以上継続しようとする方(他市町村で事業をしている方や事業拡張を除く)
- ・市内の空き店舗などを賃借し、店舗などを設置しようとする方
- ・主に店舗への来客を対象とし、昼間の営業をする方

▶助成内容

	空き店舗等改修助成事業	空き店舗等運営助成事業
助成対象	空き店舗などの建物本体の改修費(消費税を除く)	事業の運営に係る設備や備品購入費、宣伝などに要する費用(消費税を除く)
助成額	対象経費の2分の1(最大50万円、市外事業者施工の場合は最大25万円)	対象経費の2分の1(最大50万円)

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

▶問い合わせ 商工観光課空き家・空き店舗利活用支援担当 ☎580-3012



市ホームページ

統計調査員を募集します

市では国や県の統計調査を行う統計調査員を募集します。

▶登録資格

- ・20歳以上で責任を持って業務を行える方(学生を除く)
- ・調査上知り得た事項を他に漏らさない方
- ・税務、選挙および警察用務に直接関わりのない方
- ・暴力団員その他反社会的勢力と関係がない方

▶主な業務内容

- ・市が開催する調査員説明会への出席
- ・担当調査区の確認
- ・調査票の配布および記入依頼、回収
- ・回収した調査票の整理、市への提出

▶身分・報酬

- ・調査期間中は、国または県が任命する非常勤の公務員となります。
- ・報酬は1調査あたり3～5万円程度です。

▶その他

- ・従事期間は1～2カ月程度です。調査活動日時は、調査期間内であればご自身の都合に応じて自由に設定できます。
- ・統計調査は年に数回であり調査によって必要な調査員数に変動があるため、不定期での従事となります。

▶申し込み

広報広聴課にご連絡ください。その後「調査員登録申込書」を提出していただきます。

▶問い合わせ 広報広聴課統計担当(内線322・319)

教育支援資金をご利用ください

埼玉県社会福祉協議会では、学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対して、入学金や授業料など、大学などへの就学に必要な費用を貸し付ける教育支援資金貸付を行っています。ぜひご利用ください。

▶対象世帯 世帯収入が生活保護基準のおおむね1.7倍以下の低所得者世帯(地域や家族構成などで算出されるため行田市社会福祉協議会にご相談ください)

▶対象となる学校と貸付金額

高校 【教育支援費】月額35,000円

【就学支度費】500,000円(入学時のみ)

短大・専門学校 【教育支援費】月額60,000円、

【就学支度費】500,000円(入学時のみ)

大学 【教育支援費】月額65,000円

【就学支度費】500,000円(入学時のみ)

(注)・いずれの額も貸付上限額です。

- ・教育支援費の主な用途は授業料、通学定期代など、就学支度費の主な用途は入学金、制服代、教科書代などです。

▶貸付利子 無利子

▶返済期間 20年(貸し付けを受けて修学した学校を卒業して6カ月後から返済開始)

▶留意事項

- ・就学する本人が申込者、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
- ・この貸し付けよりも優先してご利用いただく奨学金があります。
- ・受験する学校が決まっている場合は、入学前(合格発表前)でも申し込みができます。
- ・申し込みは1年ごとに必要です。
- ・貸し付けには審査があります。

▶実施主体 埼玉県社会福祉協議会

▶相談・問い合わせ 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

大雨対策にご協力ください

これから台風が多く発生するなど、大雨のシーズンを迎えます。大雨が降った際、円滑に雨水が浸透・排水できるよう、日頃から浸透ますなどの点検・清掃をしておきましょう。

自宅や事業所の敷地内には、雨水を土中に浸透させるためのますが設置されていることがあります。ふたを開け、ごみや土砂の詰まりがないか、ご確認をお願いします。

また、道路上の側溝は皆さんの協力により維持管理を行っています。側溝内の土砂などを撤去された場合には、市で回収を行いますので、道路治水課にご連絡ください。

▶問い合わせ 道路治水課維持補修・治水担当 ☎550-1553

～行田の歴史と文化を感じるまち並みづくり～ ふるさとづくり事業をご活用ください

市では、足袋蔵などの歴史的資産を活用した景観整備を推進するとともに、地域の皆さんと一体となって、街なかのにぎわい創出と地域活性化を図るため「ふるさとづくり事業」を実施しています。

日本遺産構成資産などの歴史的建築物を改修した対外的な利活用や、行田地区およびその周辺における行田らしいまち並み景観に配慮した外観の改修などを行う個人または事業者に対し、整備費用の一部を補助していますので、活用をご検討ください。

補助対象事業	対象エリア	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額
A. 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業 日本遺産構成資産もしくは足袋蔵など歴史的建築物を改修し、または改造し、その建築物を10年以上にわたって対外的に利活用する事業	①日本遺産構成資産の所在地 ②行田地区およびその周辺	建築物などの所有者または建築物を借用し補助対象事業を実施する者	建物の改修に係る工事および設計に要する費用	3分の2以内	2,000万円
B. 歴史的まち並み景観整備事業 行田らしいまち並みの景観に調和させる建築物などの設置または外観の改修などを行う事業	行田地区およびその周辺		建物などの外観に係る改修工事などに要する費用	2分の1以内 ※八幡通り沿線地区は3分の2以内	100万円
C. おもてなし・にぎわい創出事業 行田らしいまち並みの景観に調和した建築物などの利活用のための整備を行う事業			建物などの内装に係る改修工事などに要する費用	2分の1以内	40万円

※過去の補助事例



改修および対外的な利活用(シエア工房など)



景観に調和させる外観の改修(店舗)



景観に調和させる外観の改修(塀)

▶主な補助要件

- ・市内業者の施工であること
- ・観光まちづくりや地域活性化に協力すること
- ・市税などの滞納がないこと
- ・政治的または宗教的な活動を行っていないこと

▶その他

- ・審査委員会の審査を経るため、申請から決定までおおむね2カ月程度かかります。
- ・A事業は事前協議が必要となるため、補助金の交付は、原則として同協議および審査委員会での採択を経た翌年度になります。なお、同協議の受け付けは、おおむね10月上旬ごろまでです。
- ・交付決定前に着手した事業は補助対象となりません。

▶問い合わせ 商工観光課空き家・空き店舗利活用支援担当 ☎580-3012、B事業のうち八幡通り沿線地区に関することは都市計画課計画担当 ☎550-1550